

2022年5月



葵総合経営センターだより

特 集

令和4年度税制改正

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「木曽三川公園」

目次

2 セキュリティー対策

3 駅のホームに診療所 -発想と枠組み-

4 令和4年度税制改正

6 シフト制勤務の労働契約

7 債権回収が容易に？

8 ご案内

セキュリティ対策

センター代表 杉浦 康晴

今年は大変厳しい寒さが続きましたが、確定申告を無事に終えることができました。

この原稿を書いている現在（4月上旬）、当センター近くの鶴舞公園の桜が散り始めたところです。今年の鶴舞公園は、飲酒禁止で夜のライトアップも中止でしたが、屋台はたくさん出ており、連日大勢の花見客でにぎわっていました。すでに30℃を超える日もあって、春を通り越して夏らしい暑さが気持ちよく感じられます。

さて、4月から原油高や原材料高、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響などで我々の身の回りでは値上げが相次いでいます。値上げが仕方がないとはいえ、食品、日用品、電気、ガソリン、高速通行料金など日常生活に直結しているだけに個人消費にも影響が出てくるでしょう。しかし、暗いニュースが続く中でも、明るい話題を日々見つけていきたいものです。

医療機関へのサイバー攻撃が相次いでいることを受け、厚生労働省は今年3月に医療機関向けのセキュリティ対策のガイドラインを改定し、公表しました。

この改定では、データが暗号化されて使えなくなってしまう、その解除のための身代金を要求される、いわゆる「ランサムウェア」と呼ばれるコンピューターウイルスによる被害などを想定した対策を、喫緊の課題として新たに盛りこんでいます。

具体的には、バックアップの取り方につい

て、バックアップのデータまで被害が拡大することのないよう、媒体の種類やとる回数を増やしたり、媒体をネットワークなどから切り離してオフラインで保管することなどをあげています。また、被害を受けた時に速やかに対策が取れるよう、医療システムに関する構成図や責任者のリストなどを事前に整備しておくことも求めています。外部とのリモート接続が攻撃の入り口になりやすいことから、外部の業者がリモートでシステムのメンテナンスを行う際は、必ずログをとったり、終了後、医療機関の責任者が確認したりすることなども求めています。

厚生労働省は「医療機関の規模などによってセキュリティにかけられる予算も違うため、一律に同じ対策を求めることはできないが、それぞれの事情に合わせてさまざまな対策を組み合わせしてほしい」と話しています。

コロナ禍でオンライン化やリモートワークなどが進んだことにより便利になりましたが、セキュリティ対策やサイバー攻撃の備えが十分でないことが多くあります。十分な対策を行い、安心して経営ができるよう備えておきましょう。



駅のホームに診療所 ―発想と枠組み―

株式会社 葵経営コンサルティング 中島 和人

最初に事例を2つご紹介したいと思います。JR東日本グループ（以下JR東日本）は、東京都の西国分寺駅ホーム上に、対面と非対面での受診が可能な複数の診療科による診療所「スマート健康ステーション」を本年4月に開業しました。運営は医療法人社団創青会で、対面診療で内科を、オンライン診療で皮膚科、耳鼻科、婦人科を開設します。またオンライン診療に、既存の西国分寺駅周辺のクリニックの医師も参加し地域医療との連携を図るようです※¹。

神奈川県立保健福祉大学（以下保健福祉大学）は、住宅供給公社と連携し、同大学の学生が、「団地活性サポーター」として団地に入居し、地域の活性化をサポートする取り組みを始めています。物件は2DKで家賃は月額2万数千円と格安。ただしエレベータの無い4、5階への入居であり、地域活性化を目指した活動への参加が求められます。学生にとっては学舎を超えた地域全体がキャンパスとなり、地域活性化の活動を通じて抵抗なく社会に溶け込むことのできる能力が身につくようです※²。

上記2つの事例に共通するのは、自社が保有する経営資源を活かしたターゲットのニーズに応える価値の創出です。

JR東日本の「スマート健康ステーション」では、活用した経営資源は、都心部の駅が持つ何万人もの集客能力であり、ターゲットは乗客、その乗客に提供する価値は通勤途中に受診できるという利便性です。

保健福祉大学の「団地活性サポーター」では、活用した経営資源は公立校ゆえの住宅供給公社との関係性。学生がターゲットでありその学生に提供する価値は、学生が卒業後も抵抗なく社会に溶け込める能力の習得です。どちらも興味深い商品開発と思います。

両組織は**なぜこのようなイノベティブなサービスを開発できた**のでしょうか。それは両組織が定める**理念の内容**が影響を与えていると考えます。JR東日本では「駅を“つながる”くらしのプラットフォームへと転換する」というビジョンがあります。保健福祉大学では「ヒューマンサービス」を理念として掲げており、これを「一人ひとり人格を持った大切な人として生かされ、生きがいを持ち、その人らしく生きられるように、他の人を支援していく」と定義しています。

この理念によりJR東日本は、自社の事業ドメインを単なる「輸送事業」とは捉えず「暮らしのプラットフォーム」として捉え、それゆえ「スマート健康ステーション」が発想され、保健福祉大学は、理念より学びの場であるキャンパスを、学舎に留めず地域社会にまで広げる発想を生み出し、それが「団地活性サポーター」というアイデアに結びついたと予想します。

人の発想は、規定されたフレームに影響されるようです。**経営理念は組織の構成員の発想を左右する重要な枠組み**かもしれません。

※¹<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000423.000017557.html>

※²<https://project.nikkeibp.co.jp/behealth/atcl/feature/00003/111500254/?P=1>

令和4年度税制改正

葵総合税理士法人 早川 毅

令和3年12月10日に、与党税制調査会から令和4年度税制改正大綱が公表され、同年12月24日に閣議決定されました。主な改正項目のうち、ここでは顧問先の皆様に関係がありそうな項目に絞りご紹介させていただきます。

1 中小企業向け所得拡大促進税制の見直し（所得税も同様）

- ・雇用を守り、積極的賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに適用期限を令和6年3月31日までに開始する事業年度までとした。
- ・雇用者全体の給与が前年度比1.5%以上増加 → 増加額の15%を税額控除
- ・もしくは前年度比2.5%以上増加 → 増加額の30%を税額控除
- ・加えて教育訓練費が前年度比10%以上増加 → さらに10%を税額控除

	改正前	改正後
【適用要件】		
●給与総額の増加率	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上	(変更なし)
【税額控除】	【控除率最大25%】	【控除率最大40%】
●控除率を乗ずる対象	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	(変更なし)
●控除率 基本	15%	15%
上乗せ（賃上げ）	雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上 かつ	+15% 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率2.5%以上
上乗せ（教育訓練費）	教育訓練費増加等の要件の充足 で+10%	+10% 教育訓練費の対前年度増加率10%以上
●控除上限額	当期の法人税額×20%	(変更なし)

2 適格請求書保存方式（インボイス制度）に係る見直し

① 免税事業者の適格請求書発行事業者への登録が柔軟に

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求

書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができる。

② ①の適用を受けた場合、2年間は事業者免税点制度不適用

その登録日が令和5年10月1日の属する課税期間中である者を除き、登録日の属する課税期間の翌課税期間からその登録日以後2年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間については、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても課税事業者が強制される。

③ 仕入明細書等による仕入税額控除の適用要件の見直し

買手は、その課税仕入れが売手が行う課税資産の譲渡等に該当する場合に限り仕入税額控除できる。

④ 経過措置の適用対象となる棚卸資産の調整

適格請求書発行事業者以外の者（免税事業者等）から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用対象となる棚卸資産については、その棚卸資産に係る消費税額の全部を納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の対象とする。すなわち、免税事業者から課税事業者になった場合期首の棚卸資産に係る消費税額を仕入税額控除できるが、免税事業者の時期に仕入れた相手先が課税事業者・免税事業者を問わず、100%棚卸資産の消費税額を仕入税額控除できることとなった。

3 電子取引の取引情報に係る電子データ保存の宥恕措置

令和4年1月1日より電子取引の取引情報に係る電子データ保存を義務付けられたが、制度の周知と準備が進んでいなかった。このことに鑑み、実質的に2年の猶予期間を設け、令和5年12月31日までの間に行った電子取引については、保存要件に従い保存できなかったやむを得ない事情がある場合には、引き続き出力書面で保存できることとなった。

4 住宅ローン控除の見直し

- ・住宅ローン控除の適用期限を4年延長（令和7年12月31日までに入居した者が対象）する。
- ・控除率を0.7%（改正前1%）とし、新築住宅等につき控除期間を13年へと上乘せする。
- ・住宅ローン控除の適用対象者の所得要件を合計所得金額2,000万円以下とする。

5 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

- ・非課税限度額を引き下げ（省エネ等住宅1,000万円 それ以外500万円）
- ・令和4年4月1日以降、受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げ（改正前20歳以上）
- ・既存住宅の築年数要件を撤廃、昭和57年以降に建築された住宅又は耐震基準に適合していることが証明された住宅を対象とする。
- ・適用期限を令和5年12月31日まで延長

参考 財務省 令和4年度税制改正大綱、同省パンフレット「令和4年度税制改正」

シフト制勤務の労働契約

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

このたび厚生労働省は、いわゆる「シフト制」により就業する労働者の適切な雇用管理を行うための留意事項を作成しました。その内容についてお知らせいたします。

シフト制とは・・・

今回の留意事項での「シフト制」とは、労働契約の締結時点では労働日や労働時間を確定的に定めず、1週間や1ヶ月などの一定期間ごとに作成される勤務シフトなどで、初めて具体的な労働日や労働時間が確定するような勤務形態を指します。（二交替・三交替勤務のような、一定期間における労働日数や労働時間数は決まっていて、就業規則などに定められた勤務時間のパターンを組み合わせる勤務形態は除きます。）

シフト制労働契約における留意事項

1. 労働契約の締結時点で、すでに始業と終業の時刻が確定している日については、労働契約書（労働条件通知書）などに単に「シフトによる」と記載するだけでは不足であり、労働日ごとの始業・終業時刻を明記するか、原則的な始業・終業時刻を記載した上で、労働契約の締結と同時に、定める一定期間分のシフト表等を併せて労働者に知らせる必要があります。また、休日について、具体的な曜日等が確定していない場合でも、休日の設定にかかる基本的な考え方などを明記する必要があります。

2. シフトの作成・変更について、トラブル防止の観点からの留意事項として労使間で話し合っ、次のようなルールを定めておくことが考えられます。

- ①シフトの作成時には、事前に労働者の意見を聞くこと
- ②シフトの通知期限は、毎月事前に定期的に通知すること
- ③シフトの通知方法は、従来の書面通知のほか、電子メール等での通知を行うなど
- ④一旦確定したシフトの労働日、労働時間をシフト期間開始前に変更する場合、労使双方が申出を行う場合の期限や手続きについて
- ⑤シフト期間開始後に、確定していた労働日、労働時間のキャンセル、変更する場合の期限や手続きについて

上記のルールに加えて、労働者の希望に応じて、シフトの設定において次のような内容についてあらかじめ合意することも考えられます。

- ①一定期間中に労働日が設定される最大の日数、時間数、時間帯（例：曜日の指定など）
- ②一定の期間中の目安となる労働日数、労働時間数（例：1ヶ月に○日、1週間に○時間）
- ③また一定の期間において、最低限の労働日数、時間数を定めることなど

参考資料：厚生労働省「シフト制労働者の雇用管理を適切に行うための留意事項」

債権回収が容易に？

弁護士 長谷川 留美子

商品を買った代金を払ってくれない、貸したお金を返してくれない、などのとき、お金を回収しようとするれば裁判所に訴訟を起こして「支払え」という判決を求めることとなります。しかし、訴訟で勝って無事支払いを命ずる判決をもらったとしても、なお支払わない人もいます。このような場合には、判決に基づいて、債務者の財産に対して強制執行を行うこととなります。

強制執行できる債務者の財産としては、取引銀行がわかっていれば預金があります。債務者住所の不動産があることもあります。在庫の商品があるかもしれません。

しかし、債務者の財産がどこにあるかわからない、ということもあります。このようなときには、どうしたらよいのでしょうか。

債務者の財産の所在がわからないときには、財産開示手続を利用することが考えられます。財産開示手続とは、債務者を裁判所に呼び出して、宣誓のうえ、自分の財産について陳述させる手続きです。以前はあまり実効性がなくそれほど利用されなかったのですが、令和2年4月1日からは法律が改正されて、債務者が正当な理由なく、裁判所の呼出しを受けた期日に出頭しなかったり、宣誓を拒んだり、陳述を拒否したり、虚偽の陳述をしたりすると、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることになりましたので、利用する人が増えているようです。

財産開示手続を利用するには、まず、判決

などの債務名義（強制執行を行うために必要な公的文書）が必要です。改正後は、簡易裁判所の支払い督促や、支払いを怠ったときに強制執行に服するという文言のある公正証書でもできるようになりました。また、雇用関係に基づく債権、葬式の費用、日用品の供給によって生じた債権などを有する者も、それを証明する文書がある場合にはできます。

次に、債務名義が債務者に送達されていることなどの、強制執行を開始できる条件が整っていることが必要です。

そして、①強制執行又は担保権の実行における配当等の手続（財産開示手続申立ての日より6月以上前に終了したものを除きます。）において、債権の完全な弁済を得ることができなかったこと、又は②知れている財産に対する強制執行を実施しても、債権の完全な弁済を得られないことの疎明（確からしいという程度の証明）をすること、が必要です。

財産開示手続は、債務者が行方不明でも、公示送達の手続を行うことにより可能となりました。この場合には、債務者は裁判所に出頭せず、その陳述を聞くことはできませんが、財産開示手続を経ることによって、債務者の不動産に関する情報を法務局から取得する手続きなどが可能になります。

なお、改正法では、裁判所から銀行や証券会社などに対して情報提供を求める手続きもできました。財産開示手続と同様の要件がそろえばできます。

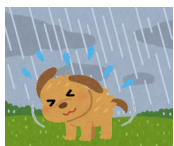
5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
- 16日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付
 - ◇令和3年分所得税延納分の納付
 - ◇令和4年3月決算法人の確定申告、9月決算法人の中間申告、6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇令和4年3月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知
 - ◇自動車税の納付
 - ◇鉾区税の納付



6月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
 - ◇住民税特別徴収額の納付
 - ◇納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から令和4年分所得税の予定納税額の通知
- 30日◇令和4年4月決算法人の確定申告、10月決算法人の中間申告、7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告(400万円超)
 - ◇令和4年4月決算法人の事業所税申告及び納付
 - ◇個人住民税第1期分の納付
 - ◇健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届提出(期限=支払後5日以内)



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和4年 5月 18日(水)

令和4年 6月 16日(木)

令和4年 7月 19日(火)

弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和4年 5月 18日(水)

◎休日のお知らせ

5月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

6月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

鈴木寛大 長谷川直明 鍵谷辰也

小林浩子 近藤陽介 三宅由里

この編集後記を執筆している4月13日現在、暦の上では春爛漫ではありますが、まるで春が忘れ去られたかのように気温の高い日々が続いています。しかしながら、春の訪れとともにやってくる花粉症との闘いからは逃れることはできず、ティッシュペーパーを手放せません。

春の陽気は楽しめずに花粉症に悩むことになる、なんと理不尽なことでしょうか。どうかこの暑さが一時のものであることを願わずにはいられません。

鈴木寛大